

平成30年1月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成30年1月24日（水曜日）

平成30年1月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年1月24日(水曜日) 午前9時00分～午前10時10分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 非農地証明願いに係る証明について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第21号 地籍調査に伴う農地の地目調査協議について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 30 年 1 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 11 名です。7 番、東山崎委員から欠席の届けがありました。
よって 12 名中 11 名の出席ですので、総会は成立しております。

次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、2 番の富田委員と 3 番の北之口委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 1 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 17 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めま
す。

5 番： はい。5 番、淵脇です。

議長： 淵脇委員。

5 番： 現地を調査しましたので、報告します。畑につきましては、景観作物ということで、
紫陽花が植えられており、景観作物で管理されております。水田につきましては、水稻、
野菜で、特に一番大きな〇〇番については、現在、この地域の作物として推進しており
ます、芋茎（トイモガラ）を作付けるということです。農地もしっかり管理をされてい
るようでした。意見としましては、父の高齢化に伴いまして、後継者であります息子に
譲るということでございますが、本人も勤めながら農業をされており、今後も農地とし
ての管理も十分、行き届くと思われ、何ら問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し
ていただきたいと思います。

事務局： よろしいでしょうか。

議 長： 事務局。

事務局： 5 ページをお開きいただきたいと思います。航空写真の写しですが、土地の境界が現地と合わなくなっており、別冊の5 ページをお開きください。〇〇番が2 と記しておりますが1 の誤りです。1 の次に黄色枠がありその下に4 番、3 番、左上に2 番となっております。この部分が〇〇さんの現在の所有地となっております。この黄色の部分につきましては、棚田整備事業という事業が20 年程前に施工され、その折に分筆分が消失されており、黄色の部分2 筆が現在、登記簿にも記載のない土地となっているところでございます。〇〇番と記されている土地がありますが、これも実際にはない地番となっております。現在、土地改良事業団体連合会に復活の手続きをお願いしているところがあります。〇〇番につきましては、〇〇さんではない方の所有地であり、〇〇さんの土地については、1 番と4 番の間の土地が復活される予定ですので、この土地については、復活され次第、3 条申請で贈与、受贈の手続きをさせていただくことになっております。今回につきましては、議案書の航空写真を別冊のものに訂正させていただきたいと思います。

議 長： ご理解いただいたでしょうか。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員。

1 2 番： このような申請がなければ、分からずじまいになってしまうということですか。

事務局： 所有者自体は、自分の土地だということは理解されておりますが、実際、このように申請をされなければ、分からないことだと思います。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第17号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第17号 受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。今月の農地法第5条の許可申請、2件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第18号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2 番： はい。

議 長： 2 番、富田委員。

2 番： 1 月 19 日に事務局、会長代理、農業委員、推進委員の方と調査しました。現地は〇〇のすぐ横で〇〇と〇〇に囲まれた土地です。ここは相当前から草畑でして、近くにある〇〇が駐車場として数年前から使用されておりました。今回、ここを購入し、駐車場にしたということで5条を申請されたところです。〇〇のすぐ横は登記簿上、宅地となっておりますが、現況は雑種地です。ここについても、以前から駐車場として利用されており、ここについても申請人が購入されて駐車場にしたいとのことでした。今後、駐車場にするのであればきれいに整地をしてください、ということは申し入れしておきました。今回の5条の申請に問題はないと思います。よろしく審議をお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 18 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 18 号 受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 18 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 15 ページをお開きください。

(議案第 18 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2 番： はい。

議 長： 2 番、富田委員。

10 番： こども 19 日に事務局、会長代理、農業委員、推進委員の方と調査しました。今、局長が言われましたとおり、〇〇のすぐ横の土地です。〇〇に向かう〇〇から約 100m 入

ったところで、元々は水田でした。住宅地に囲まれた水田でしたが、4～5年前から水田も作付けされておられません。すぐ隣は住宅が建設されており、周辺も住宅地となっていることから、何ら問題はないと思います。審議をよろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

議長： 何もありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第18号 受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第18号 受付番号2番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議長： 次に、議案第19号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 22ページをお開きください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第19号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

8番： はい、8番、田淵です。

議長： 8番、田淵委員。

9番： 1月19日に申請人と事務局、会長代理、淵脇委員、田島推進委員と私で調査しました。申請地は〇〇内の一角にあり、〇〇下の狭い場所です。現在は、雑草が刈り取られており、畔には高さ5～6mのイヌマキが植えてあります。その下は急斜面が続き、下の水田とは区画されております。調査の意見としまして、地目は水田になっていますが、狭い土地であってトラクター、耕うん機の進入路もありません。また、〇〇を通過していた水路も平成8年の南部開発時に水路を別な場所に移設し、閉鎖されてしまったために現在は水利もない状態です。他の農地とも区分されているため、問題はないと思われま。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。
別紙にカラー写真も添付されております。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 会長から説明がありましたが、別紙の6・7ページを参考資料としております。6ページは現地調査時の状況写真です。7ページにつきましては、農業振興地域の農用地区域外であるという証明写真です。

議 長： よろしいですか。ご意見ございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第19号 受付番号1番については、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第19号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第20号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 26ページの議案第20号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第20号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第20号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第20号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に議案第 21 号 地籍調査に伴う農地の地目調査の協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 30 ページの議案第 21 号の議案書をご覧ください。町長より地籍調査に伴う農地の地目調査協議について意見を求められております。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第 21 号の議案書をもとに朗読及び説明)

議 長： ただ今、事務局から説明がありましたが、暫時、休憩とします。

(休憩)

議 長： 休憩前に引き続き、審議を再開します。
これより質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

1 2 番： はい。横原です。

議 長： 横原委員。

1 2 番： 31 ページの表の調査前の地籍と調査後の地目、地籍が違いますが、なぜですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 別冊資料をお目通しいただければと思ひますが、それぞれ、合筆があったり分筆があったり、現地で面積を測量しますので、台帳面積とは変わってくるものと思ひます。面積増はほとんどないと思ひますが、面積減となっているところす。

1 2 番： 登記上の面積と地籍の測量と違ってくるということですか。

事務局： そうす。今回の地籍調査に基づく結果により、登記簿の方は書き換えられる、ということす。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 21 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成すので、議案第 21 号は原案のとおり承認し町長に意見を送付します。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局から発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 30 年 1 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員